



暮らし

保険証の取り扱いが 変わります

問い合わせ
保険医療係

国の法改正により、令和6年12月2日以降、従来の保険証は新規発行ができなくなり、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。

マイナンバーカードをお持ちでない人や、保険証としての利用登録をしていない人には、従来の保険証に代わるものとして『資格確認書』が交付される予定です（申請不要）。

詳しくは町ホームページまたは広報あつけし9月号6ページをご覧ください。



マイナンバーカードの 申請サポートについて

問い合わせ
窓口サービス係

役場お客さま窓口にて、マイナンバーカードの申請サポートを実施しています。

ご本人が来庁することにより、写真の撮影や申請書の記入方法など、説明を受けながら申請することができます。

必要なものは、通知カードと本人確認書類で、健康保険証、病院の診察券など写真のないものは2点以上、運転免許証など顔写真が付いているものは1点です。

申請後、受け取りまでに約1カ月かかりますので、使用予定がある人は余裕を持って申請してください。

また、やむを得ない理由により来庁できない場合は、個別に日程を調整し出張申請の対応をしますので、ご相談ください。

便そう・家庭用流し水の くみ取りはお早めに申し込みを

問い合わせ
廃棄物対策係

便そうのくみ取り申し込みは、1年を通して受け付けています。

11月・12月は申し込みが殺到しますので、余裕をもって申し込んでください。

また、家庭用流し水のくみ取りは、凍結する冬期間は行えませんので、10月31日までに申し込んでください。

●くみ取りの申し込み／
有限会社厚岸清掃社
852-2488



便そうにトイレトーパー 以外のものを流さないで

問い合わせ
廃棄物対策係

便そうのくみ取りを行っています。が、トイレトーパー以外のもの（おしりふきシート、トイレブラシなど）が混入していると、処理場の処理に支障を来しますので、トイレトーパー以外のものは流さないようご協力をお願いします。

生ごみを出す際の 注意事項について

問い合わせ
廃棄物対策係

生ごみを資源として有効活用するため、水切り容器（白いバケツ）での生ごみ分別収集を行っています。

生ごみを出す際は、次の事項に注意してください。

●収集した生ごみは、堆肥化し再利用しているため、貝殻・動物の骨・トウモロコシの芯・ティーバッグ・ラップ・アルミホイル・つまようじや割り箸など、生ごみではないものを入れない

●生分解性（トウモロコシなどの植物由来のもの）の水切りネットや袋は、分解されるまでに時間がかかる

ことや、プラスチック製のものと区別がつかないため入れない

●刈草や花を出すときは、ダンボールに入れたり、ひもで縛ったりせず、土をしっかりと落とし、生ごみ容器に入れて出すか、入りきらない場合はふた付きの容器や袋に入れて出す

8月はレッドカードを12枚使用しました。分別表をよく見て、正しい分別でごみを出しましょう。



入浴送迎バスを 運行しています

問い合わせ
環境衛生係

湖南地区市街地には、公衆浴場がないため、同地区市街地（湾月・有明・若竹・松葉・梅香・奔渡）に住んでいる人で住宅にお風呂がなく、交通手段がない人を対象に、週2日（火・金）、喜楽湯までの送迎を行っています。

利用するには、事前の申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

制度

相続登記の申請が 義務化されています

問い合わせ
用地地籍係

所有者不明土地等の発生を予防するため、令和6年4月1日から、不